

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成17年7月7日(2005.7.7)

【公開番号】特開2002-211748(P2002-211748A)

【公開日】平成14年7月31日(2002.7.31)

【出願番号】特願2001-341102(P2001-341102)

【国際特許分類第7版】

B 6 5 G 61/00

G 0 6 F 17/60

// B 6 5 D 85/64

【F I】

B 6 5 G 61/00 2 1 0

B 6 5 G 61/00 5 0 0

G 0 6 F 17/60 1 1 4

G 0 6 F 17/60 3 3 4

G 0 6 F 17/60 Z A B

B 6 5 D 85/64 A

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月8日(2004.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

商品を提供する提供者と該商品の利用者とが、通信ネットワークで連結された商品発送システムであって、

前記利用者が利用したい商品に関する商品情報が、前記通信ネットワークを介して前記利用者から前記提供者に送信されることを待機する手段と、

前記商品情報を受信すると、前記提供者に、前記受信した商品情報に基づいた商品を繰り返し利用が可能な通い箱にて発送させる手段と、

前記商品の発送に関する発送情報と前記通い箱の返送方法に関する返送情報を前記通信ネットワークを介して前記利用者に送信する手段とを有することを特徴とする商品発送システム。

【請求項2】

請求項1記載の商品発送システムであって、

前記通い箱を特定するための特定データを、前記発送情報と前記返送情報とに対応付けて記憶し、前記商品の発送に用いた前記通い箱を管理する手段を有する商品発送システム。

【請求項3】

請求項1または請求項2記載の商品発送システムであって、

前記提供者は、前記商品を通い箱にて発送する際に、前記返送情報を、該情報を印刷若しくはコンピュータにより読み取り可能に記録した媒体を介して前記利用者に提供する商品発送システム。

【請求項4】

請求項1ないし請求項3いずれか記載の商品発送方法であって、

前記返送情報は、前記通い箱の返送日限に関する情報を含むものとされ、

前記返送日限に基づいたタイミングで、前記返送情報を前記利用者に提供する商品発送シ

ステム。

【請求項 5】

請求項 1 記載の商品発送システムであって、
更に、前記提供者からの商品発送に用いた前記通い箱が前記提供者に返送されると、該返送された通い箱の前記特定データの前記発送情報と前記返送情報に対する対応付けを更新する手段を有する商品発送システム。

【請求項 6】

商品を提供する提供者と該商品の利用者とが、通信ネットワークで連結された商品発返送システムであって、

前記利用者が利用したい商品に関する商品情報が、前記通信ネットワークを介して前記利用者から前記提供者に送信されることを待機する手段と、

前記商品情報を受信すると、前記提供者に、前記受信した商品情報に基づいた商品を繰り返し利用が可能な通い箱にて発送させる手段と、

前記商品の発送に関する発送情報と前記通い箱の返送方法に関する返送情報を前記通信ネットワークを介して前記利用者に送信する手段と、

前記提供者からの商品発送に用いた前記通い箱が前記提供者に返送されると、通い箱返送完了の情報を前記通信ネットワークを介して前記利用者に送信する手段を有することを特徴とする商品発返送システム。

【請求項 7】

請求項 6 記載の商品発返送システムであって、
前記利用者は、前記通い箱と共に、前記提供者が発送した商品若しくは他の商品を前記提供者に返送する商品発返送システム。

【請求項 8】

商品を提供する提供者と該商品の利用者とが、通信ネットワークで連結された商品発返送方法であって、

前記利用者が利用を所望する商品に関する商品情報が、

前記通信ネットワークを介して前記利用者から前記提供者に送信されることを待機する工程と、

前記商品情報を受信すると、前記提供者に、前記受信した商品情報に基づいた商品を繰り返し利用が可能な通い箱にて発送させる工程と、

前記商品の発送に関する発送情報と前記通い箱の返送方法に関する返送情報を前記通信ネットワークを介して前記利用者に送信する工程と、

前記提供者からの商品発送に用いた前記通い箱が前記提供者に返送されると、通い箱返送完了の情報を前記通信ネットワークを介して前記利用者に送信する工程とを有してなり、
前記返送情報は、

前記商品発送に用いた前記通い箱と共に前記利用者から返送される旧商品であって、前記利用者が前記所望商品の取得前に使用していた前記旧商品についての取扱に関する旧商品情報を含み、

前記旧商品情報を基づいて前記旧商品を取り扱う取扱者に、前記旧商品を前記特定した前記通い箱と共に配送する商品発返送方法。

【請求項 9】

請求項 8 記載の商品発返送方法であって、
更に、

前記旧商品をリサイクルのために解体する際に必要とされる解体情報を、前記旧製品をリサイクルのために解体する解体者を兼ねる前記取扱者に前記通信ネットワークを介して提供する工程と、

前記解体者が前記旧商品の解体の結果得られる解体結果情報を、前記提供者に前記通信ネットワークを介して提供する工程とを有する商品発返送方法。

【請求項 10】

利用者が所望する商品の発送に繰り返し利用される通い箱を、通い箱の流通を管理する

管理者に返送する方法であって、

商品発送に利用され返送対象となる前記通い箱を特定するに足りる通い箱情報が、通信ネットワークを介して前記通い箱管理者に送信されることを待機する工程 A と、前記通い箱情報を受信すると、該情報に基づいて特定した前記通い箱についての返送取扱に関する取扱情報を作成し、該作成済みの取扱情報を前記通い箱の回収を行う回収者に前記通信ネットワークを介して提供し、前記回収者に、前記取扱情報に基づいて前記返送対象の通い箱を前記管理者に到るまで配達させる工程 B とを有することを特徴とする通い箱返送方法。

【請求項 1 1】

請求項 1 0 記載の通い箱返送方法であって、

前記工程 B は、

前記通い箱情報に基づいて特定した前記通い箱が前記利用者から前記回収者に持ち込まれた返送行為に対する対価の情報を前記取扱情報に含ませて提供する工程を有する通い箱返送方法。

【請求項 1 2】

請求項 1 0 または請求項 1 1 記載の通い箱返送方法であって、

前記取扱情報は、

前記通い箱情報に基づいて特定した前記通い箱と共に前記利用者から前記回収者に持ち込まれた旧商品であって、前記利用者が前記所望商品の取得前に使用していた前記旧商品についての取扱に関する旧商品情報を含み、

前記工程 B は、

前記旧商品情報に基づいて前記旧商品を取り扱う取扱者に、前記旧商品を前記特定した前記通い箱と共に配達する工程を有する通い箱返送方法。

【請求項 1 3】

請求項 1 2 記載の通い箱返送方法であって、

更に、

前記旧商品をリサイクルのために解体する際に必要とされる解体情報を、前記旧製品をリサイクルのために解体する解体者を兼ねる前記取扱者に前記通信ネットワークを介して提供する工程と、

前記解体者が前記旧商品の解体の結果得られる解体結果情報を、前記商品を前記利用者に提供する提供者に前記通信ネットワークを介して提供する工程とを有する通い箱返送方法

。